

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県繭鑑定規則の一部を改正する規則

鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 解除予定の保安林にする旨の通知

基本測量を実施する旨の通知

土地の用途廃止

”

道路の位置の指定

## 規 則

鳥取県繭鑑定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十号

鳥取県繭鑑定規則の一部を改正する規則

鳥取県繭鑑定規則(昭和二十八年七月鳥取県規則第五十二号)の一部を

次のように改正する。

様式第一号中

繭	糸	織
繭	糸	織
度		※

を削る。

様式第二号中

繭	糸	織
繭	糸	織
度		デニール

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十一号

鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県しゆんせつ船貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十四号)

の一部を次のように改正する。

別表中「四、八一八円」を「五、一二八円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野井倉字間谷二、二の二、字一向平ル六八八の四、六八八の五、六八八の六、六八八の一三、六八八の一四、六八八の一五、六八八の一六（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、関金町大字野添字西鴨（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課、東伯町役場及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（四等三角測量）

二 作業期間 昭和四十五年六月九日から昭和四十五年八月六日まで

三 作業地域 八頭郡若桜町

鳥取県告示第四百十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年五月二十九日から用途廃止した。

昭和四十五年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
境港市竹内町字岡才一	〇七一番地先	二六・四〇	道路敷
"	一、〇四二番地先	三六・〇〇	"
"	字才九九〇番地先	一五・六〇	"
"	九六一番地先から 九七七番地先まで	二六・四〇	"
"	九二四番地先から 九四三番地先まで	四六・五〇	"
"	字高岡一、一二〇番地先から 一二四番地先まで	五〇・七〇	"
"	字才九八九番地先	八・一〇	水路敷
"	字岡才一、一〇三ノ二番地先から 一、〇九九番地先まで	一七三・四三	"
"	一、〇〇九番地先から 一、〇〇五番地先まで	九一・三五	"

鳥取県告示第四百十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年五月二十九日から用途  
廃止した。

昭和四十五年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	積	用途
東伯郡三朝町横手字光東二二四ノ一番地先から 二二四ノ三番地先まで		三四・七一		道路敷

鳥取県告示第四百十七号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定に  
よる申請に基づき、次のとおり昭和四十五年五月二十八日道路の位置を指  
定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市上井町一 丁目一二の二三 有限会社 道家不動産 代表取締役 道家 貢	倉吉市下田中字東新添七〇二の一 七〇三の四 七〇三の六 七〇四の二 七二二の三 七二二の七	幅員 四・五〇 メートル 延長 一四七・〇〇 メートル

〃 〃 〃 〃

七二二の二一  
七二二の二二  
七二二の二三  
七二一の三(水路)